に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	は事務所の名称又は所在地 三　変更年月日	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更	一　変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 二　変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三　変更年月日	認定労働金庫電子決済等代行事業者協会への加入
		一　加入した認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の名称 二　加入年月日

認定労働金庫電子決済等代行事業者協会からの脱退	一　脱退した認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の名称 二　脱退年月日	認定労働金庫電子決済等代行事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面
委託に係る業務の内容又は委託先の変更	一　変更の内容 二　変更年月日	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第十五号を別紙様式第十九号とし、別紙様式第十四号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第15号（第152条の２の３第２号二関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　年　月　日現在）

年　月　日
主たる事務所の所在地
名　称
氏　名

	価　額	摘　要
資　産　計(A)		
負　債　計(B)		
(A)－(B)		

(記載上の注意)

1　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

2　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

3　(A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。

(1)　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

(2)　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。